

障害福祉サービス等 情報公表制度について

横浜市健康福祉局障害施策推進課

1 障害福祉サービス等情報公表制度について

平成30年4月から施行された障害福祉サービス等情報公表制度に伴い、
ウェブサイト「[障害福祉サービス等情報検索\(WAMNET\)](#)」が公開されました。



ウェブサイトイメージ図

2 障害福祉サービス等情報公表制度とは

□制度設立の趣旨・目的

障害福祉サービス等を提供する事業所数が増加する中で、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにすること、事業者によるサービスの質を向上することが重要な課題となっています。このため、① 事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、② 都道府県知事等が報告された内容を公表する仕組みを創設し、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資することを目的として本制度が設立されました。

□根拠法

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の3
- ・児童福祉法第33条の18第1項

■気を付けていただきたいこと

- ・**毎年度、報告年度の4月1日時点の「障害福祉サービス等情報」を報告する必要があります**
- ・**年度途中に「障害福祉サービス等」に変更が生じた場合は、随時報告する必要があります**

3 障害福祉サービス等情報の公表までの手順

- ① 「障害福祉サービス等情報公表システム法人ID発行依頼票/事業所情報追加（変更/削除）依頼票」（以下「発行依頼票」という。）に法人基礎情報を記入し健康福祉局障害施策推進課宛にEメールで依頼する。

※ログインID・パスワードは自治体及び法人ごとに1つです。市内で複数事業所を運営している法人の事業所はID・パスワードを共有してください。



- ② «障害福祉サービス等情報公表システム（WAMNET）»からログインID・パスワードがメールに届く



- ③ ②のシステムにログインし、事業所の詳細な運営情報を入力し、横浜市に承認依頼をする
災害時情報共有システムのメール受信のため、【システムからの連絡先】の登録もお願いします

※詳細は「災害時情報共有システムに連絡用メールアドレスの登録をお願いします」を確認ください。



- ④ 横浜市が内容を確認し、承認又は差し戻しを行う
(差し戻しの場合は、差し戻し理由を確認・再入力し、承認依頼をかける)



- ⑤ 承認の場合«障害福祉サービス等情報検索（WAMNET）»に公表開始

4 障害福祉サービス等情報の更新までの手順

① «障害福祉サービス等情報公表システム»にログインし、

毎年度4月1日時点の事業所の詳細な運営情報を入力し、横浜市に承認依頼をする

※ログインID・パスワードは自治体及び法人ごとに1つです。

市内で複数事業所を運営している法人の事業所はID・パスワードを共有してください。



②横浜市が内容を確認し、承認又は差し戻しを行う

(差し戻しの場合は、差し戻し理由を確認・再入力し、承認依頼をかける)



③«障害福祉サービス等情報検索 (WAMNET) »に**公表開始**

※年度途中による変更時も更新の手順と同様とする

【参考①】障害福祉サービス等情報公表システムID等の発行手順 (まだID等を発行していない事業者のみ)

【IDが未発行の場合】

発行依頼票に法人基礎情報を記入し健康福祉局障害施策推進課宛にEメールで依頼する。

【IDは発行されているが事業所に過不足がある】

発行依頼票に事業所情報を記入し健康福祉局障害施策推進課宛にEメールで依頼する。

■障害福祉サービス等情報公表システム法人ID発行依頼票/事業所情報追加(変更/削除)依頼票

掲載場所:「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」→「文書・カテゴリ検索」→「⑦情報公表制度(障害者総合支援法)・災害時情報共有システムについて」

URL: <https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=2&id=175>

■依頼先

健康福祉局障害施策推進課Eメールアドレス: kf-syotaisei@city.yokohama.lg.jp

【参考②- 1】障害福祉サービス等情報公表システムID等の発行・ログイン方法

発行依頼票で依頼いただいた法人基礎情報を健康福祉局障害施策推進課が「**障害福祉サービス等情報公表システム**」に登録します。その後、「**障害福祉サービス等情報公表システム**」から事業者のEメールアドレス宛にログインID及びパスワードが発行されます。

事業者は発行されたID等を用いてシステムにログインし各情報を入力してください。

From: wadm@wamnet.wam.go.jp
Subject: [障害福祉サービス等情報公表システム]事業者情報登録通知
(社会福祉法人○○)

社会福祉法人○○ 御中

○○県ご担当者様より、社会福祉法人○○の事業者情報が障害福祉サービス等情報公表システムに登録されました。
下記のログインURLにアクセス頂き、ログインID／パスワードを使用してログインが可能であることをご確認下さい。

システムのログインURL: <https://www.int.wam.go.jp/sfkyoin/>
ログインID: XXXXXXXXXXXX
パスワード: XXXXXXXXXXXX

また、ログインした後、以下の手順で事業所詳細情報の入力をお願い致します。

手順1.システムにログイン後、画面上部にある「事業所情報の照会・編集を行う」メニューをクリックする。

ログインID・パスワードの書かれたメールのイメージ

メールに貼られている「システムのログインURL」からウェブサイト「**障害福祉サービス等情報公表システム**」を開き、ログインする。



メールに書かれている手順に従って事業所の詳細情報を入力する。(事業所を検索後、事業所名称をクリックすると事業所詳細情報の入力画面に切り替わります)



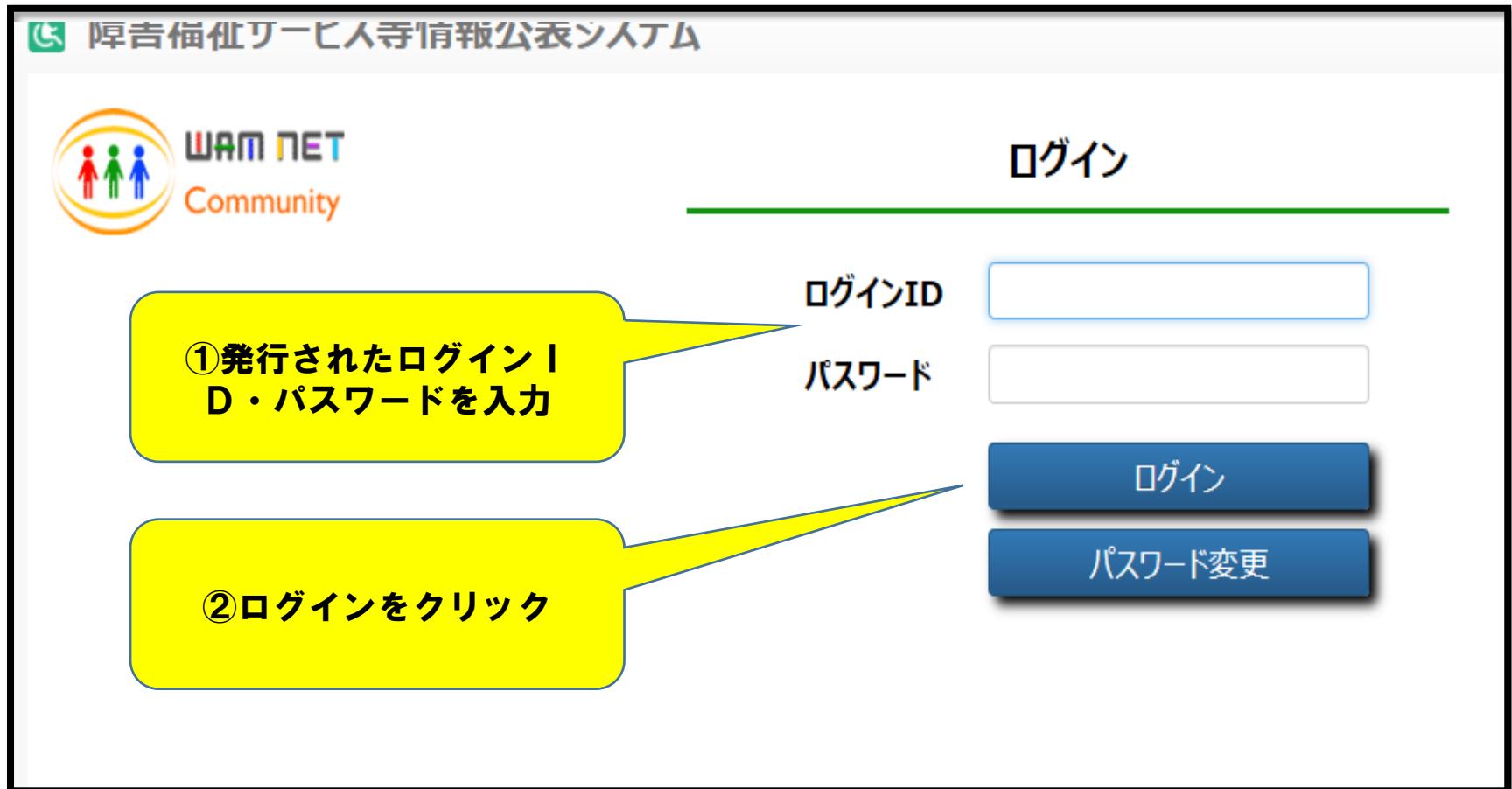
事業所詳細情報を入力後一時保存をしてから、承認依頼をする。



横浜市が確認後、承認すると公表される。

【参考②- 2】障害福祉サービス等情報公表システムID等の発行・ログイン方法

«障害福祉サービス等情報公表システム»ログイン 画面



障害福祉サービス等情報公表システム

WAM NET
Community

ログイン

①発行されたログインID・パスワードを入力

ログインID

パスワード

ログイン

パスワード変更

②ログインをクリック

【参考③】パスワードの変更について

① «障害福祉サービス等情報公表システム»のログイン ページを開く

障害福祉サービス等情報公表システム

WAM NET
Community

ログイン

② 「こちら」をクリック

お知らせ

一部機能の見直しについて【事業所申請状況】及び【検索結果】の表記の見直しについて
● パスワードをお忘れの場合は[こちら](#)
● 障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板は[こちら](#)
(本システムのお知らせや操作説明書を掲載しています。)

ログインID
パスワード
ログイン
パスワード変更

公表システム

パスワードリセット

本画面ではパスワードの初期化(パスワードリセット)を行う事ができます。

入力された情報とシステムに登録されている情報が一致した場合に、システム連絡先メールアドレス宛てに初期パスワードが送信されます。

ログインID
パスワードを初期化する

③ 「ログインID」を入力し、
パスワードを初期化するボタンをクリック
※ログインIDの前後に空白スペースがあると、
入力できません。

【参考④】事業所情報が公表されているかの確認方法について



①ウェブサイト 障害福祉サービス等情報検索 (WAMNET) を開く

URL【 <https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do> 】



②事業所を検索して出てくるか確認する



③出てきた場合、更新申請をする 出てこない場合、新規登録をする

お問い合わせ先

情報公表制度に関する情報の掲載場所

- ☆ 横浜市からの障害福祉サービス等情報公表制度に関するお知らせをご確認ください。
『障害福祉情報サービスかながわ』で検索
「書式ライブラリ」→「2 横浜市からのお知らせ」→「⑦情報公表制度（障害者総合支援法）・災害時情報共有システムについて」
- ☆ WAM NETにおいて、本システムに関するお知らせや操作説明書（マニュアル）等の資料を掲載していますので、是非ご活用ください。
<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyo/>



【障害者総合支援法に基づくサービスに関すること】

横浜市健康福祉局障害福祉保健部
障害施策推進課施策調整係
電話：045-671-3601 FAX：045-671-3566
メールアドレス：kf-syotaisei@city.yokohama.lg.jp

【児童福祉法に基づくサービスに関すること】

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課
電話：045-671-4274
メール：kd-syogaijifukuho@city.yokohama.lg.jp